

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 26 年 11 月 20 日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市伏見区桃山南大島町地区建築協定

(2) 申請者の氏名

東前 幸男

(3) 建築協定区域

京都市伏見区桃山町養齊 19 番地 1, 19 番地 9 から 19 番地 12 まで, 19 番地 14 から 19 番地 17 まで及び 19 番地 19 から 19 番地 24 まで並びに桃山南大島町 45 番地 5 から 45 番地 13 まで, 45 番地 15 から 45 番地 39 まで, 61 番地 7 から 61 番地 9 まで, 62 番地 1, 63 番地 1, 63 番地 4, 63 番地 7, 63 番地 8, 63 番地 11 から 63 番地 16 まで, 64 番地 7, 64 番地 9 から 64 番地 14 まで, 64 番地 16, 64 番地 17, 65 番地 3 から 65 番地 5 まで, 65 番地 7, 65 番地 19 から 65 番地 21 まで, 66 番地 4, 66 番地 6, 66 番地 8, 66 番地 9, 67 番地 1, 67 番地 5, 67 番地 15, 67 番地 19, 67 番地 24, 67 番地 28, 67 番地 30, 67 番地 34, 67 番地 35, 67 番地 40, 67 番地 41, 71 番地 8, 71 番地 9, 71 番地 11 から 71 番地 14 まで, 71 番地 16 から 71 番地 22 まで, 71 番地 24 から 71 番地 29 まで, 71 番地 31, 71 番地 33 から 71 番地 41 まで, 71 番地 47, 71 番地 67, 71 番地 70, 71 番地 71, 71 番地 73, 73 番地 13 から 73 番地 18 まで, 73 番地 20, 73 番地 22, 73 番地 28, 73 番地 31, 73 番地 33 から 73 番地 36 まで, 73 番地 39 から 73 番地 43 まで, 73 番地 45, 73 番地 46, 73 番地 49 から 73 番地 51 まで, 73 番地 54, 73 番地 55, 73 番地 57, 73 番地 59 から 73 番地 61 まで, 73 番地 66, 73 番地 67, 73 番

地 69, 73 番地 74, 73 番地 75, 73 番地 78, 73 番地 81 から 73 番地 84 まで, 74 番地 6, 74 番地 8, 74 番地 16, 74 番地 24, 75 番地 1 から 75 番地 3 まで, 76 番地 2, 76 番地 8, 76 番地 11, 76 番地 13, 76 番地 14, 76 番地 17 から 76 番地 20 まで, 76 番地 22, 76 番地 25, 76 番地 30 から 76 番地 34 まで, 77 番地 2, 77 番地 5 から 77 番地 7 まで, 77 番地 9, 78 番地 2, 78 番地 3, 78 番地 5, 78 番地 8, 78 番地 10, 78 番地 12, 78 番地 13, 78 番地 17, 78 番地 20 から 78 番地 22 まで, 80 番地 7, 80 番地 9 から 80 番地 12 まで, 95 番地 3 から 95 番地 11 まで, 95 番地 13 から 95 番地 15 まで, 95 番地 17, 95 番地 20, 95 番地 21, 95 番地 24 から 95 番地 28 まで, 95 番地 30 から 95 番地 43 まで, 95 番地 45 から 95 番地 48 まで, 95 番地 50, 95 番地 51, 95 番地 53 から 95 番地 58 まで, 96 番地 3, 96 番地 5, 96 番地 12 から 96 番地 15 まで, 96 番地 17 から 96 番地 22 まで, 96 番地 26, 96 番地 27, 97 番地 3, 97 番地 5 から 97 番地 7 まで, 97 番地 9 から 97 番地 11 まで, 97 番地 15, 97 番地 16, 97 番地 19 から 97 番地 22 まで, 97 番地 24, 97 番地 25, 97 番地 27 から 97 番地 29 まで, 97 番地 31, 97 番地 33, 97 番地 42, 97 番地 44 から 97 番地 49 まで, 98 番地 3, 98 番地 4, 98 番地 6, 98 番地 7, 98 番地 10 から 98 番地 19 まで, 99 番地 5, 99 番地 6, 99 番地 9, 99 番地 11, 99 番地 12, 99 番地 14 から 99 番地 16 まで, 99 番地 19, 99 番地 20, 99 番地 22, 99 番地 23, 100 番地, 100 番地 1, 100 番地 3 から 100 番地 11 まで, 100 番地 13 から 100 番地 15 まで, 100 番地 17 から 100 番地 19 まで, 100 番地 22 から 100 番地 24 まで, 101 番地 4, 101 番地 5, 101 番地 9 から 101 番地 12 まで, 101 番地 14, 101 番地 15, 101 番地 17 から 101 番地 20 まで, 101 番地 22, 101 番地 23, 101 番地 25 から 101 番地 31 まで, 101 番地 34 から 101 番地 37 まで, 102 番地, 102 番地 2 から 102 番地 4 まで, 103 番地 4 から 103 番地 14 まで, 103 番地 16 から 103 番地 19 まで, 103 番地 22, 103 番地 23, 104 番地 3, 104 番地 5, 115 番地 2, 115 番地 3, 115 番地 5 及び 115 番地 6

(4) 建築協定区域隣接地

京都市伏見区桃山町養芥 19 番地 18 並びに同区桃山南大島町 61 番地 4, 64 番地 3, 66 番地 5, 66 番地 7, 66 番地 10 から 66 番地 12 まで, 67 番地 4,

67 番地 7, 67 番地 20 から 67 番地 23 まで, 67 番地 26, 67 番地 27, 67 番地 29, 67 番地 31, 67 番地 36, 67 番地 39, 67 番地 42, 67 番地 43, 71 番地 5 から 71 番地 7 まで, 71 番地 23, 71 番地 30, 71 番地 32, 71 番地 46, 71 番地 68, 73 番地 12, 73 番地 25, 73 番地 26, 73 番地 62 から 73 番地 64 まで, 73 番地 76, 73 番地 79, 74 番地 1, 76 番地 12, 80 番地 3, 97 番地 4, 97 番地 17, 99 番地 4, 99 番地 17, 101 番地 6 及び 101 番地 21

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 26 年 11 月 20 日 (木) から平成 26 年 12 月 10 日 (水) まで
(ただし, 京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 26 年 12 月 11 日 (木) 午前 11 時 00 分から午前 12 時 00 分まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局会議室 (北庁舎 6 階企画設計課内)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 中山 雅永

(都市計画局建築指導部建築指導課)